



Vol.22 2018

センターから保育園へ

情報発信マガジン

料金後納

ゆうメール

# ほっとポット



☆ 5月の花 アヤメの花言葉・・・「良い便り」「希望」 ☆

## 沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

那覇市小祿 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

TEL 098-857-4001 FAX 098-857-4007

開所時間 月～金曜日 9:00～19:00 定休日 土・日・祝祭日


HP : <http://okihoiku.com>



新年度スタートして早ひと月経ち、園も少し落ち着いてきた頃でしょうか。

さて、今年度も毎月「ほっとポット」をお届けします。少し手を休めて一息timeのお共に是非ご覧ください!!!



- メンバーが変わりました 
- 保育士確保対策事業について
- 労働条件通知書について
- 求職者登録情報      • 保育士の声







# 沖縄県保育士・保育所総合支援センター ～職員紹介～



ゴールデンウィークを間近に控え、うきうきしている今日この頃、皆さまいかがお過ごしですか？  
沖縄県保育士・保育所総合支援センターも新年度になり新しいメンバーを迎えました！  
“待機児童ゼロ”に向けてセンター職員一同、一丸となりサポートさせていただきます（^^）



## 事業&メンバー紹介

### 【統括責任者】



知花 聡  
(センター長)

○センターが開所して、4年半が経過しました。おかげ様で当初の目標を大きく上回る保育所定員増が出来ました。しかし、待機児童ゼロは実現していません。これからの2年間で「待機ゼロ」をめざします。



### 【保育士就労サポート事業】



高里 なおみ

(保育士就労支援コーディネーター)

(保育士就労支援員)

保育士として働きたい方の就労を支援します！

### 【賃貸物件等マッチング支援事業】



米須 勝

(物件マッチング支援コーディネーター)

○保育所に適した土地や建物の情報を提供し、保育所設置を支援します！



安里 栄梨歌



仲間 玲子



葉 昌美

### 《主な支援内容》

- ・保育所の求人情報を提供します。
- ・求職者のニーズに合った就労先を紹介します。
- ・月1回の保育情報・就労情報をお届けします。
- ・保育士復職支援プチ・セミナーを実施します。
- ・保育園見学ツアーを実施します。



### 【認可化促進サポート事業】



新垣 智子

(認可化促進支援コーディネーター)

○認可外保育施設の認可保育園への移行を支援します！  
○認可外保育施設の認可化に伴う課題を解決し、支援します！



### 【事業所内保育施設措置推進事業】



座安 佳代子

(事業所内保育推進コーディネーター)

○事業所内保育施設設置を検討する法人に対する情報を提供します。  
○事業所内保育総合推進事業の活用に向けた支援をします。



### 【サポートスタッフ】



池原 辰子

○スタッフの皆さまがお仕事しやすいようにサポートさせていただきます！



ホームページ ⇒⇒⇒ <http://okihhoiku.com>

フェイスブック ⇒⇒ <https://www.facebook.com/okihhoiku?fref=ts>



# お知らせ

## 保育士確保対策事業に新たに 保育士休憩取得支援事業が追加されました！

### 1. 保育士確保対策事業補助金交付要綱の改正概要

(1) 保育士年休取得等支援事業の基準額を日額 6,300 円から日額 7,100 円に変更する

(2) 補助対象事業に保育士休憩取得支援事業を追加

#### ●事業目的

保育所等に休憩保育士を配置することにより保育士等の適切な休憩時間を確保し、労働環境の改善による離職防止及び就職促進を図る。

#### ●事業内容

平成 30 年 4 月 1 日以降に、新規で休憩保育士を雇用する。

#### ●対象施設

保育所、認定こども園、小規模（A型）、事業所内保育事業所（保育士割合 10/10）

#### ●補助要件

休憩保育士は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- ・保育士又は保育士配置の特例に係る保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭
- ・勤務時間が日 6 時間以下かつ週 30 時間以下であること。
- ・勤務時間帯が、保育士等の昼間の休憩時間帯を含むこと。
- ・公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数を上回る配置であること。

#### ●その他

- ・本事業により配置する休憩保育士は、各施設 1 名までとする。
- ・休憩保育士は、業務日誌（第 2 号様式）を作成し、実施主体に報告すること。

●基準額 710 円/時

●補助率 国 8/10、県 1/10、市町村 1/10

### 2. 改正の適用は平成 30 年度の補助金から適用する。

◆ 詳細につきましては、市町村の保育主管課にお問い合わせください。

保育士休憩取得支援事業に係る交付申請期限  
5/16・7/13・10/26 の 3 回  
(※市町村への申請時期は市町村により異なる)





## 第2号様式記入例

第2号様式

### 休憩代替保育士 業務日誌

平成 30 年 4 月

従事者氏名 ○○ ○○

印

管理者氏名 ×× ××

印

日	休憩代替時間							休憩代替人数
	10:00-	11:00-	12:00-	13:00-	14:00-	15:00-	16:00-	
4/1	日							
4/2	月		ひよこ	ひよこ	うさぎ	ぱんだ		4
4/3	火		りす	りす	きりん	ぞう		4
4/4	水		ひよこ	ひよこ	うさぎ	ぱんだ		4
4/5	木		りす	りす	きりん	ぞう		4
4/6	金		ひよこ	ひよこ	うさぎ	ぱんだ		4
4/7	土							
4/8	日							
4/9	月							
4/10	火							
4/11	水							
4/12	木							
4/13	金							
4/14	土							
4/15	日							
4/16	月							
4/17	火							
4/18	水							
4/19	木							
4/20	金							
4/21	土							
4/22	日							
4/23	月							
4/24	火							
4/25	水							
4/26	木							
4/27	金							
4/28	土							
4/29	日							
4/30	月							
計								20



新しい年度がスタートしました！！

新規の方はもちろんですが、もともとの職員の方も労働条件に変更がある場合は、新しく交付が必要です！

労働基準法第15条（労働条件の明示）

1. 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
2. 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
3. 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない



労働条件通知書（労働契約書）は、**書面**で交付することも義務付けられています。（労働基準法施行規則第5条3項）

また、こういったことを書かなければならないかも決まっています！

絶対的 necessary 記載事項は、下記の5項目になります。

- ① 労働契約の期間
- ② 就業の場所及び従事すべき業務
- ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④ 賃金の決定、計算と支払の方法、賃金の締切日・支払日
- ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

※パート契約の方には、**昇給の有無、賞与の有無、退職金の有無**の明示も必要です。

労働条件通知書（労働契約書）は、園と職員の働き方、働かせ方の約束になります。きちんと交付しましょう！

作成の仕方、内容について、ご不明な点がございましたら

保育センターへお問い合わせください。







労働条件通知書の絶対的記載事項にあります「労働時間」について、何が労働時間で何が労働時間にあたらないのか確認しましょう！！

**労働時間とは**・・・労働者が、使用者の指揮監督の下にある時間のことであり、拘束時間から休憩時間を除いたものである。労働時間には、現実に作業に従事している時間のほか、使用者の指揮監督の下で労働するために待機している時間も含まれる。

① 作業の準備後始末

作業前に行う準備や作業後の後始末の時間は、使用者の明示または黙示の指揮命令下で行われている限り、労働時間である。

② 更衣等

労働者自身の更衣等の時間については、一定の作業衣等の着用を義務付けている場合には労働時間とあるとする見解と判例有り。

③ 教育・研修

教育・研修に参加する時間は、就業規則上の制裁等により出席が強制される場合には労働時間であり、一方、そのような強制がない自由参加のものは労働時間ではない。

④ 小集団活動

小集団活動の時間は、就業規則上の制裁等により出席が強制される場合には労働時間であり、一方、そのような強制がない自由参加のものは労働時間ではない。

⑤ 健康診断

健康診断の受診時間は、一般健康診断については必ずしも労働時間としなくても良いが、特殊健康診断については労働時間としなければならない。

⑥ 労働者の自発的な残業

労働者の自発的な残業を使用者が知りながら、中止させず放置し、その労働の成果を受け入れている場合は、労働時間である。(黙示の命令)

\*\*\*\*\*

③の教育・研修は、休日に開催される場合がほとんどですので、取り扱いに注意が必要です。

**休日**に園から強制的に参加させた場合は、「**労働時間**」になります！！

休日の割増賃金の支払い、振替休日を与えるか、または代休の付与が必要になります。



こういった場合、どう取り扱うのか悩んだときは、保育センターにお問い合わせください。



# 求職者登録情報

(4月25日情報)

【保育士登録者】

758名

【新規保育士登録者】

4月 21名

【保育補助登録者】

457名

【新規保育補助登録者】

4月 4名

前年度は132名  
就職決定!!

保育士として  
頑張ります!!

※登録者数は変動的な数字となります。

✿保育士の現場復帰をサポートしていきます!!



保育士の声：センターに寄せられた保育士さん達の声をお届けしたいと思います。

4月から働いています。口頭では言われたけど、まだ、自分の雇用形態や給料がいくらかわからず不安です……。園長先生には聞きづらいし……。

就職内定して、すぐに雇用契約書がもらえました。安心して園の一員として仕事ができます。これから頑張っていきたいと思います。

5月号「ほっとポット」はいかがでしたでしょうか？今後もお役に立つ情報をお届けしたいと思います。ご意見・ご感想がございましたらお聞かせ下さい。よろしくお願い致します。担当：仲間

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

Tel 098-857-4001 Fax 098-857-4007

URL <http://okihoiku.com>

編集  
担当  
から

